

令和2年度

地域を支える商店街支援事業

申請要項

令和2年7月

新潟市

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を大きく受ける商店街が、消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的として、独自に取り組む感染症対策や集客回復等の活動を支援するために補助金を交付します。

2. 補助対象者

新潟市内の商店街団体で、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 商店街振興組合または商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- (イ) 任意の商店街組織
(構成員の1/2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (ウ) 商工会議所又は商工会
(ただし、活動区域に(ア)・(イ)に規定する団体が無い場合に限る)

3. 補助対象事業

- (1) 衛生用品購入事業
- (2) 感染症対策事業
- (3) テイクアウト・デリバリー事業
- (4) 商品券・クーポン発行事業
- (5) イベント事業
- (6) キャッシュレス推進事業

※1：上記のほか、クラウドファンディングを活用した消費喚起事業等も対象となります。

※2：商店街団体の管理運営に係る経常経費や個人個店の資産形成に係る経費、酒類等遊興費、交際費、慶弔費等は補助対象になりません。

4. 補助率・限度額

- (1) 補助率

10/10

- (2) 補助上限額

商店街団体会員数×5万円（上限300万円）

※1：会員数は定款または規約等で規定している、団体の会員（賛助会員を除く）を算定根拠とします。

※2：商工会のうち、補助対象者となる団体の場合は、商業部会等、商業振興に資する部会の会員数を算定根拠とします。

※3：補助金交付申請日時点の会員数が算定対象になります。

5. 申請から補助金交付までの流れ

(1) 交付申請書の提出（商店街団体 → 新潟市）

交付申請書等、以下の書類を商店街団体が所在する区役所産業振興担当課まで提出してください。（3 ページ参照）

【提出書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約またはこれに準ずるもの
- ⑤ 構成員名簿
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）

※既に実施済みの事業または実施中の事業（令和2年4月1日以降が対象）を申請される場合、上記申請書類と併せて、下記（5）に記載の提出書類もご提出ください。

(2) 交付決定・通知書の送付（新潟市 → 商店街団体）

事業内容、会員数等を確認し、交付額を決定し交付決定通知書を送付します。

(3) 事業の実施（商店街団体）

(4) 事業実施期限（商店街団体）

令和3年3月31日（水）まで

(5) 事業実績報告書の提出（商店街団体 → 新潟市）

事業完了後1か月以内または年度の末日（令和3年3月31日）までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 事業実施に係る領収書または支払ったことを証する書類の写し
- ⑤ 事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）
- ⑥ 口座振替申込書

(6) 補助金額の確定・通知書の送付、補助金額の振込（新潟市 → 商店街団体）

実施内容、領収書等を確認し、補助金額を確定し確定通知書を送付します。

口座振替申込書記載の口座に補助金を振り込みます。

6. その他注意事項等

(1) 他の補助金との併用について

国、県等の公共団体またはその他の団体から補助金等の交付を受ける場合には、補助対象に要する経費から、国や県等から交付される補助金の額を引いた金額を算定根拠として補助金を交付します。

新潟市の補助金等（当補助金以外のもの）の交付を受ける場合には、当補助金は交付しません。

(2) 申請内容の変更・中止等

申請内容等の変更や、事業の中止又は廃止する場合には、所定の様式により手続きが必要になりますので、交付決定を行った区役所産業振興担当課までご相談ください。

(3) 交付決定の取消しと補助金の返還

偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合等には、交付決定の取消しを行い、既に補助金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めます。

(4) 事業に係る経理について、当該事業の収支を明らかにした帳簿および証拠書類を交付年度終了後5年間保存してください。

また必要に応じて、事務所等に伺い、書類等の調査をさせていただく場合があります。

7. 書類提出先

区（担当）	住所（新潟市）	電話番号
北区 産業振興課 商工観光係	北区葛塚 3197	025-387-1356
東区 地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区 地域課 産業振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区 産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区 産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区 産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区 農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区 産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454

Memo

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

新潟市 経済部 商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)

電話:025-226-1633(直通) FAX:025-228-1611

E-mail: shogyo@city.niigata.lg.jp

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp>